

道路占用工事に係る留意事項

1 占用の手続き

- (1) 占用申請は余裕をもっておこなうこと。(提出から許可まで7~10日程度)
- (2) 特殊工事や大規模工事は、事前協議が必要です。

2 占用許可後着工まで

- (1) 関係者(付近住民・自治会長・学校・公民館等)への周知連絡の徹底。
※1週間程度前から、責任を持って周知・調整をおこなうこと。
- (2) 警察署への道路使用許可申請書の提出。
- (3) 工事予告版・通行止め等の標識の設置(内容に注意すると共に他の交通に支障の無いように注意する。)

3 工事施工中

- (1) 通行者とのトラブルの防止
 - ① 通行止め→開放→通行止め～前後にはっきり明示する。
(一時交通開放時等におけるマンホール等未完成箇所の安全確認)
 - ② 軽微な工事においてバリケードのみで対応している場合がある。
→ 事故発生のもとです。
 - ③ 重機等による歩道の大幅な占用……歩行者通路の確保。
- (2) 周辺における他の工事との横の連絡による交通の円滑化。
- (3) 金属キャタピラタイプの重機は、直接道路上を運転させないこと。
- (4) 電柱・マンホール等の位置は、極力宅地等の出入り付近を避けること。
- (5) 他の地下埋設物に対する配慮。
- (6) 側溝等に掘削土砂が入らないよう注意する。(工事後の清掃の徹底)
- (7) 各種催し物との調整。(祭り・競輪等)
- (8) 住民と工事業者とのトラブルの解消。(苦情は市役所へ来ますので、対応は親切に)
- (9) 工事箇所の保安のための柵や赤色灯の徹底。(赤色灯の固定と点滅の確認)
- (10) 日曜祭日等休日の前日の工事終了時における現場の交通・安全施設等の確認。
- (11) 夜間工事を実施する場合は、事前に道路管理課へ連絡すること。

4 仮復旧

- (1) 厚さ30cm毎に十分に締め固めを行い、不等沈下を防止する。
- (2) 本復旧までの補修をこまめにおこなうこと。
- (3) 降雨・降雪直後は見回りを徹底し、陥没等に即対応する事。
- (4) 『仮』復旧という字にとらわれないこと。
- (5) 各企業者のマーキングを黄色で表示する事。

5 本復旧

- (1) 同一区間で二企業以上が工事をおこなう場合は、本復旧の歩調を合わせておこなうこと。(全面復旧が必要な場合は合同でおこなう)
- (2) 舗装復旧に係る道路区画線等路面表示の整備・復旧
- (3) 仮復旧後の付近のひび割れ等については、特に留意して対処する事。
- (4) 一部に本復旧が大幅に遅れたり、忘れかけたようなものがある。
- (5) 降雨・降雪後は見回りをし、陥没箇所を発見したら直ちに補修する事。
- (6) 各企業者のマーキングを本復旧の白で明示する。

6 その他

- (1) 年末・年度末に工事が集中しないよう余裕をもった計画を進めること。
- (2) 試験掘をおこなう場合は極力道路舗装の痛んだところとする。
- (3) 電柱及び電話中の建て替え及び新設で特に留意するもの。
 - ① 付近にミラーや道路標識がある場合。
 - ② ミラーや標識が共架していた場合。
 - ③ 防護柵との関係。
 - ④ 付近住民との調整をよくすること。
- (4) 残土処理の徹底